



2008年12月24日

各 位

会社名 ラディアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀井 慎一
(コード番号 4723 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 広報・IR本部 立山 秀
(TEL . 03-3405-9262)

A種優先株式の発行の中止ならびに第三者割当により発行される 普通株式およびB種優先株式の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の発行済普通株式の16.54%を保有する株主であり、また、主要な債権者でもある Promontoria Investments I B. V. (以下「Promontoria I」といいます。)との間で2008年3月11日付で締結した株式引受契約書(以下「旧引受契約」といいます。)を合意解除し、2008年3月11日付当社取締役会で発行を決議し同年5月23日付および6月7日付当社臨時株主総会で発行について承認を頂いた Promontoria I を割当先とする当社のA種優先株式の発行を取りやめることを決議しました。また、本日開催の取締役会において、Promontoria I との間で新たな株式の引受等に関する契約書(以下「新引受契約」といいます。)を締結すること、ならびに、新引受契約に基づき、Promontoria I の当社に対する貸付債権を払込財産として、第三者割当により、2009年2月6日を払込期日(予定)として当社普通株式3,120,000株(発行価額600円)の募集を行うこと、および2009年6月を払込期日(予定)として、当社B種優先株式136株(発行価額100,000,000円)の募集を行うこと(発行額合計15,472,000,000円。以下併せて「本増資」といいます。)を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

新引受契約に基づく本増資においては、払込財産に Promontoria I の当社に対する貸付債権の一部が充当される見込みであり(貸付債権の当社への現物出資、以下「債務の株式化(DES)」といいます。)普通株式およびB種優先株式発行総額と同額分の当社有利子負債が圧縮されることによる財務基盤の安定化、および資本増強による債務超過の解消を目的としております。なお、本増資の総額は、2008年12月25日付で払込予定であったA種優先株式の発行額(15,500,000,000円)とほぼ同額になります。

当社グループは、株式会社コムスの事業撤退および株式会社グッドウィルの廃業により、2007年6月期に407億円の当期純損失、2008年6月期に274億円の当期純損失と2期連続して多額の損失を計上いたしました。この結果、当社グループの2008年6月期自己資本(株主資本と評価・換算差額等の合計)は54億円の債務超過になっておりました。

また、2009年6月期第1四半期(2008年7月～9月)においては65億円の四半期純損失となり、第1四半期末の自己資本は108億円の債務超過となりました。

この間サブプライム問題に端を発した世界的な金融危機およびその実態経済への影響による大幅な外部環境の変化により、当社グループを取巻く事業環境、雇用情勢および金融市場の環境も予想を超えて激変しておりますことは周知のとおりであります。

このような状況下、A種優先株式の取得価額(いわゆる普通株式への転換価額)と現在の当社の株価が著しく乖離したため、価額の修正を余儀なくされ、Promontoria I と度重なる協議を重ねた結果、当社といたしましては旧引受契約の合意解除に応じ、これに代わる新たな資本政策を実行することについて

て決断いたしました。

今回の新引受契約に基づく新たな資本と負債の再構築（財務リストラクチャリング）は、A 種優先株式の発行予定額とほぼ同額の約 155 億円であり、同様の資本増強効果があるものです。また、割当先は、米国大手投資ファンドのサーベラスグループと米国大手金融機関のモルガン・スタンレーの関連会社の組成するコンソーシアムである Promontoria I、Promontoria Investments II B.V.（以下「Promontoria II」といいます。）および Promontoria Investments III B.V.（以下「Promontoria III」といいます。）になります。

本増資により 2009 年 2 月の普通株式発行後において、Promontoria I、Promontoria II および Promontoria III の占める持株比率は合計 58.93%となり、当社株主の安定化に資するところが大きく、また当社グループの主要債権者である Promontoria I のより強固な協力体制が明確になるものと考えております。

普通株式の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、および新引受契約に定められた普通株式の発行に係る前提条件が成就すること、B 種優先株式の発行については、2009 年 6 月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で定款変更および B 種優先株式の発行に係る各議案の承認が得られること、ならびに新引受契約に定められた B 種優先株式の発行に係る前提条件が成就することをそれぞれ条件としています。

当社グループは 2008 年 6 月期に債務超過となり、2009 年 6 月期に債務超過が解消されない場合は、上場廃止となります。当社グループの今後の企業存続ならびに経営安定性の確保のためには、一刻も早い債務超過の解消と有利子負債の圧縮により財務体質の強化を図ることが喫緊の課題であります。

本増資による株式の希薄化懸念はあるものの、当社といたしましては今回の第三者割当増資は必要不可欠であり、最善の財務体質強化策であると判断しております。

記

1. 第三者割当により発行される株式の募集の目的

当社グループは、2008 年 10 月 14 日付適時開示「「事業再建計画（中期経営計画）」の策定および「業務構造改革」に関するお知らせ」で発表いたしましたとおり、ビジネスモデルの変革を実施するとともに、利益成長と適正な資源配分により、中長期的に安定した経営基盤の構築に取り組んでおります。その中でも、現在の債務超過を解消し、財務体質の強化につながる財務リストラクチャリングの実行は不可欠であると認識しております。

一方、2008 年 11 月 14 日付四半期報告書の「追加情報」で開示しておりますように、2008 年 12 月 25 日付で発行予定の A 種優先株式は、債務超過等により株式引受の前提条件に抵触しており、また普通株式への転換価額と現在の当社の株価が著しく乖離したため、当社といたしましても当該払込期日までに Promontoria I と新たな株式引受の合意を得ることが喫緊の課題でありました。

新引受契約に基づく普通株式および B 種優先株式による増資は、発行取りやめとなった A 種優先株式と同様、債務の株式化（DES）によって行われ、当社の有利子負債が圧縮されることによる財務基盤の安定化、および自己資本の増強による債務超過の解消を目的としております。

2. 調達する資金の額および用途

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

本増資は、自己資本の増強による財務基盤の強化を目的としたものであり、バランスシートの改善を目的として債務の株式化（DES）の手法を採用するため、資金の調達はなく、普通株式およびB種優先株式払込金額総額である約155億円の当社有利子負債が減少することになります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

前記のとおり、資金の調達はありません。

(3) 調達する資金の支出予定時期

前記のとおり、資金の調達はありません。

(4) 調達する資金使用の合理性に関する考え方

2008年9月30日時点の連結ベースの自己資本に本増資による資本増強金額約155億円を加算すると、自己資本は約108億円から約47億円となり、当社の上場維持に必須となる債務超過解消が実現されることとなります。本増資は、当社グループが財務体質の健全化を図り、更なる成長ステージへの移行を図るために必要不可欠なものであり、また、借入金の減少および自己資本の増強によりバランスシートの改善が見込まれます。

3. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	2006年6月期	2007年6月期	2008年6月期
売 上 高	185,948	509,001	584,322
営 業 利 益	7,895	9,945	6,683
経 常 利 益	6,704	6,794	12,702
当 期 純 利 益	3,429	40,708	27,416
1株当たり当期純利益（円）	1,743.22	19,510.20	10,758.66
1株当たり配当金（円）	1,625	0	0
1株当たり純資産（円）	23,783.09	4,569.51	1,830.17

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（2008年11月14日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	3,022,118 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	0%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	0%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0 株	0%

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2006年6月期	2007年6月期	2008年6月期
始 値	67,333 円	84,600 円	41,200 円

高 値	115,000 円	128,000 円	45,650 円
安 値	55,667 円	42,000 円	4,450 円
終 値	84,500 円	42,400 円	5,110 円

最近 6 か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	10,950 円	5,100 円	4,280 円	3,590 円	3,370 円	1,150 円
高 値	12,020 円	7,470 円	5,320 円	4,980 円	3,420 円	1,179 円
安 値	4,450 円	4,110 円	3,520 円	2,680 円	989 円	570 円
終 値	5,110 円	4,310 円	3,650 円	3,340 円	1,159 円	580 円

発行決議前日における株価

	2008年12月22日現在
始 値	590 円
高 値	592 円
安 値	560 円
終 値	562 円

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（普通株式、債務の株式化（DES））

発 行 期 日	2009年2月6日	
払 込 金 額	1,872,000,000 円（発行価額：600 円）（注1）	
募集時における 発行済株式数	3,022,118 株	
当該増資による 発行株式数	3,120,000 株	
募集後における 発行済株式総数	6,142,118 株	
割 当 先	Promontoria Investments I B. V.	1,040,000 株
	Promontoria Investments II B. V.	1,040,000 株
	Promontoria Investments III B. V.	1,040,000 株

・第三者割当増資（B種優先株式、債務の株式化（DES））

発 行 期 日	2009年6月（予定）	
払 込 金 額	13,600,000,000 円（発行価額：100,000,000 円）（注1）	
募集時における 発行済株式数	-	
当該増資による 発行株式数	B種優先株式 136 株	
募集後における 発行済株式総数	B種優先株式 136 株	
割 当 先	Promontoria Investments I B. V.	46 株
	Promontoria Investments II B. V.	45 株
	Promontoria Investments III B. V.	45 株

(注1)本増資についてはともに債務の株式化(DES)の手法を採用するため、資金の調達はなく、普通株式およびB種優先株式払込金額の総額である15,472,000,000円の当社有利子負債が減少することになります。

(5)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
・2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	2005年9月16日
調達資金の額	24,900,000,000円(差引手取概算額)
募集時における発行済株式数	636,043株
当該募集による潜在株式数	当初の転換価額(202,742.0円)における潜在株式数:123,309株 2005年10月から2007年8月まで 転換価額上限値(202,742.0円)における潜在株式数:123,309株 転換価額下限値(183,432.6円)における潜在株式数:136,290株 2007年9月から2009年8月まで 転換価額上限値(289,630.5円)における潜在株式数:86,317株 転換価額下限値(96,543.5円)における潜在株式数:258,951株
現時点における転換状況(行使状況)	転換済株式数(行使済株式数):126,268株 (残高0) 転換価額(行使価額)202,742.2円(2006年2月16日) 転換価額(行使価額)67,580.6円(2006年3月2日) 2006年3月1日に1対3の株式分割を行っているため
当初の資金用途	介護施設の建設・新規展開・設備投資費用と運転資金確保
割当先	Daiwa Securities SMBC Europe Limited
支出予定時期	2005年9月以降
現時点における充当状況	介護施設の建設 約154億円 新規展開・設備投資費用 約70億円 運転資金確保 約26億円 のそれぞれに充当済

・第三者割当てによる第1回新株予約権FBFの発行

発行期日	2007年7月10日
調達資金の額	11,297,435,500円
募集時における発行済株式数	2,122,118.27株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数:400,000株(株価動向に係らず発行株式数は限定) 一株あたり新株予約権払込価額(25,500円)保証 行使請求期間内(3ヶ月以内)の株価上昇分については新株払込金額増加の可能性有。
現時点における転換状況(行使状況)	潜在株式数:400,000株 行使済株式数:400,000株 (残高0)

当初の資金使途	運転資金の充当と自己資本の強化
割 当 先	Deutsche Bank AG, London Branch
支出予定時期	2007年7月以降
現時点における 充 当 状 況	資本金 56億円 資本準備金 56億円 のそれぞれに充当済

・第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	2008年4月25日
調達資金の額	4,474,250,000円（発行価額：9,000円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	2,522,118.27株
当該増資による 発行株式数	500,000株
募集後における 発行済株式総数	3,022,118.27株
割 当 先	Promontoria Investments I B. V.
支出予定時期	2008年4月以降
現時点における 充 当 状 況	借入金返済 35億円 法令遵守態勢の整備等 10億円 のそれぞれに充当済

4. 大株主および持株比率

募集前（2008年6月末日現在）		募集後（注2）	
ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社 有限会社折口総研	21.76% 19.01%	Promontoria Investments I B. V. （注3）	25.07%
Promontoria Investments I B. V.	16.54%	Promontoria Investments II B. V. （注3）	16.93%
折口雅博	3.19%	Promontoria Investments III B. V. （注3）	16.93%
有限会社ジュピターインベストメント	2.93%	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社（注4）	10.70%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505025	1.11%	有限会社折口総研	9.35%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505018	0.82%	折口雅博	1.57%
日本証券金融株式会社	0.71%	有限会社ジュピターインベストメント	1.44%
チェース マンハッタン バンク	0.62%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505025	0.55%
		ステート ストリート バンク ア	0.40%

ジーティーエス クライアント ア カウント エスクロウ		ンド トラスト カンパニー505018	
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	0.59%	日本証券金融株式会社	0.35%

(注2) 募集後の大株主および持株比率については、平成20年6月末日現在の発行済株式数に、今回の普通株式の第三者割当増資により増加する予定の株式数(3,120,000株)を加えて算出したものです。

(注3) Promontoria I、Promontoria II、および Promontoria III は、B種優先株式(合計136株)を引き受ける予定です。B種優先株式には取得請求権および取得条項が付されており、取得請求権に係る取得価額(普通株式への転換価額)は740円です。取得価額による取得請求権が行使された場合、発行される普通株式の数は18,378,378株です。(今回の普通株式発行後の当社の発行済株式数の299.2%の潜在株式になります。)

(注4) ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社から、2008年11月13日付「大量保有報告書(変更報告書)」の「訂正報告書」が2008年12月10日付で関東財務局に提出されており、同社は2008年11月6日付「投資有価証券の処分信託設定に関するお知らせ」にて、住友信託銀行との間に指定包括信託契約を締結、この契約に基づき当社株式657,788株が処分のための信託財産として信託設定された旨を開示しています。

5. 業績への影響の見通し

本増資による業績予想の修正はありません。なお、2009年6月期における業績予想につきましては、2008年10月14日付適時開示「特別損失の発生および2009年6月期(第15期)通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

普通株式の発行価額については、当該普通株式発行にかかる取締役会決議の直近取引日までの1ヶ月(2008年11月25日から2008年12月22日)に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の最終価額の平均値を参考として、600円(ディスカウント率2.1%)といたしました。これは、当該取締役会決議日前取引日の終値562円と比べ6.7%のプレミアムになります。なお、上記の普通株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当て増資の取扱いに関する指針」(平成15年3月11日付)に準拠し決定しております。

B種優先株式の取得価額(普通株式への転換価額)についても、当社グループの事業環境や最近の業績、有利子負債総額および自己資本比率を含む当社の財務状態を勘案して、妥当と判断する条件につき、取締役会で決定いたしました。なお取得価額の740円は、上記普通株式の発行価額に比べ23.3%のプレミアムになっており、当該取締役会決議日前取引日の終値562円と比べても31.7%のプレミアムになります。しかしながら、B種優先株式には当社普通株式または金銭を対価とした取得請求権、および累積配当条項が設定されているため、会社法上、特に有利な価額による募集とされる可能性も皆無ではないため、本臨時株主総会の特別決議にて承認を得ることを条件に、発行価額を決定いたしました。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の普通株式の第三者割当増資の規模は、2008年11月14日(2009年6月期第1四半期報告書提出日)現在の当社の発行済株式数の103.2%であり、また、B種優先株式の発行により、今回の普通株式発行後の当社の発行済株式数の299.2%の潜在株式が発生することとなり、合計

最大 711.4%の希薄化となります。

当社グループは 2008 年 6 月期に債務超過となり、2009 年 6 月期に債務超過が解消されない場合は、上場廃止となります。当社グループの今後の企業存続ならびに経営安定性の確保のためには、一刻も早い債務超過の解消と有利子負債の圧縮により財務体質の強化を図ることが喫緊の課題であると認識しております。

本増資による株式の希薄化懸念はあるものの、普通株式は当社の現在の株価水準で発行価額が決定され、また B 種優先株式はいわゆるムービングストライク型とは異なり、取得価額の下修正条項は付されておらず、当社グループの現状の財務内容に照らせば必要かつ合理的な水準であり、現状これ以上の資本拡充の手当は見出せず、当社といたしましては今回の第三者割当増資は必要不可欠であり、最善の財務体質強化策であると判断しております。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要(注5)

名 称	Promontoria Investments I B. V.	
設 立 根 拠 等	オランダ法	
所 在 地	Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands	
代 表 者 の 氏 名	Managing Director J.C.A. van Beek	
出 資 金 の 総 額	18,000 ユーロ	
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 (役員・役員関係者・大株主含む)と割当先の間の出資の状況	当社普通株式 500,000 株 (16.54%) を所有する主要株主になります。

名 称	Promontoria Investments II B. V.	
設 立 根 拠 等	オランダ法	
所 在 地	Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands	
代 表 者 の 氏 名	Managing Director J.J. Zweerts	
出 資 金 の 総 額	18,000 ユーロ	
上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	上 場 会 社 (役員・役員関係者・大株主含む)と割当先の間の出資の状況	該当事項なし

名 称	Promontoria Investments III B. V.	
設 立 根 拠 等	オランダ法	
所 在 地	Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands	
代 表 者 の 氏 名	Managing Director G. J. Schipper	
出 資 金 の 総 額	18,000 ユーロ	

上場会社と 割当先の関係等	上場会社 (役員・役員 関係者・大株 主含む)と割 当先との間 の出資の状況	該当事項なし
------------------	---	--------

(注5) 割当先はすべて、米国大手投資ファンドのサーベラスグループと米国大手金融機関のモルガン・スタンレーの関連会社の組成するコンソーシアムによる投資を目的とするヴィークル(事業体)になります。

(2) 割当先を選定した理由

Promontoria I は、2008年3月11日に当社の主要債権者であったみずほ銀行より795億円の当社に対する貸付債権を譲り受けると同時に、当社の喫緊の課題であった短期借入金(うち753億円は2008年3月31日が借入期限)の長期化(5年返済)および借入金元本返済条件の変更(約定返済月額5億円~10億円)を含む財務リストラクチャリングに合意しました。また、Promontoria I は、2008年4月25日に500,000株(16.54%、払込金額45億円)の普通株式を引き受け、本年7月には当社に対する新規融資を行い、加えて当社より要請した1年間の借入金元本の返済猶予に同意いただくなど、当社グループの事業改革推進に協力いただいております。以上のことから、当社の主要株主および主要債権者として、今後も引き続き当社グループの事業再建計画に理解を示し、企業価値向上のための当該計画の実現への協力が期待できることから、Promontoria I と新引受契約を締結し、当該契約に基づき Promontoria I、Promontoria II および Promontoria III を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

Promontoria I、Promontoria II および Promontoria III は、当社株式を中長期的に保有する予定であり、また、普通株式発行日から2年間において普通株式を譲渡する場合、ならびに B種優先株式発行日から2年間において B種優先株式を譲渡する場合、および B種優先株式の取得請求権を行使し普通株式を取得し、当該普通株式を譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を得る予定であります。

8. 本増資の主な引受の前提条件

新引受契約に基づく普通株式および B種優先株式の引受および払込に関する主な前提条件は、以下のとおりです。ただし、割当先が事前に書面により任意に放棄した場合はこの限りではありません。

当社および/またはその子会社の経営状態、財政状態、事業の見通しおよび社会的信用に重大な悪影響を及ぼす変化またはかかる重大な悪影響を及ぼすことが予期される変化は生じておらず、またかかる変化をもたらす蓋然性のある事由は発生していないこと。

優先株式については、当社の臨時株主総会で優先株式の発行に必要な定款変更および優先株式の特に有利な金額による発行の決議(会社法第199条第2項・第3項および第309条第2項第5号により必要となる決議をいう。)が適法に可決され、無効とされることがないこと。

優先株式については、優先株式の払込により、優先株式払込期日時点の当社の連結自己資本(株主資本と評価・換算差額等の合計をいう。以下同じ。)が正の値になるか、またはこれを維持していること。また、当社の2009年6月期有価証券報告書記載の連結財務

諸表および予測可能な期間内における自己資本が負の値にならないか、または負の値を維持しないことが合理的に見込まれ、かつ、東京証券取引所の上場廃止基準（債務超過以外の基準も含む。）に抵触するおそれのないこと。

優先株式については、優先株式払込期日の属する月の前2ヶ月の各末日時点の当社および当社の国内子会社の現預金残高の合計額が135億円以上であること。

優先株式については、優先株式払込期日まで当社およびその子会社の事業運営に十分な資金繰りが確保され、かつ、本優先株式払込期日後予測可能な期間内において、当社およびその子会社の事業運営に十分かつ割当先が満足する資金繰りが確保されること（債権者金融機関から、割当先が満足する条件で元本債権に係る再度の返済猶予の同意が得られることを含む。）が合理的に見込まれていること。

優先株式については、当社およびその子会社が事業計画達成を継続し、かつ、当社の2009年6月期有価証券報告書記載の連結 EBITDA（営業利益、減価償却費およびのれん償却額の合計をいう。）が80億円を上回ることが合理的に見込まれていること。

以 上

別添1 ラディアホールディングス株式会社 普通株式発行要項

1. 募集株式の種類および数

普通株式 3,120,000 株

2. 払込金額

1 株につき 600 円

3. 払込金額の総額

1,872,000,000 円

4. 増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 1 株につき 300 円 (総額 936,000,000 円)

増加する資本準備金の額 1 株につき 300 円 (総額 936,000,000 円)

5. 募集方法

第三者割当ての方法により、Promontoria Investments I B.V.、Promontoria Investments II B.V. および Promontoria Investments III B.V.に割り当てる。なお、金銭以外の財産を出資の目的としており、当該財産の内容および価額は、Promontoria Investments I B.V.と株式会社みずほ銀行間の2008年3月11日付債権譲渡契約書に基づき、Promontoria Investments I B.V.が当会社に対して取得した、株式会社みずほ銀行と当会社間の2006年10月31日付金銭消費貸借契約証書に基づく(ただし、Promontoria Investments I B.V.および当会社間の合意に従って変更された条件に基づく。)貸付債権元本、ならびに Promontoria Investments I B.V.が Promontoria Investments II B.V.および Promontoria Investments III B.V.に対して譲渡した当該貸付債権元本の一部(債権元本の金額が1,872,000,000円に満つるまでの部分に限る。)となります。

6. 申込期日

2009年2月6日(金曜日)

7. 払込期日

2009年2月6日(金曜日)

8. 割当先および割当株式数

Promontoria Investments I B.V. 普通株式 1,040,000 株

Promontoria Investments II B.V. 普通株式 1,040,000 株

Promontoria Investments III B.V. 普通株式 1,040,000 株

9. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を要件とする。

以上

別添2 ラディアホールディングス株式会社 B種優先株式発行要項

以下記載の各要項は、いずれも暫定的なものであり、最終的には当会社の本臨時株主総会における決議により決定されるものとする。

当会社の定款第2章の2（第10条の2第1項乃至第12項）は、本臨時株主総会における決議に基づき削除されることが予定されている。

1. 募集株式の種類

ラディアホールディングス株式会社B種優先株式（以下「B種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

136株

3. 払込金額

1株につき100,000,000円

4. 払込金額の総額

13,600,000,000円

5. 出資の目的とする財産の内容および価額

Promontoria Investments I B.V.と株式会社みずほ銀行間の2008年3月11日付債権譲渡契約書に基づき、Promontoria Investments I B.V.が当会社に対して取得した、株式会社みずほ銀行と当会社間の2006年10月31日付金銭消費貸借契約証書に基づく（ただし、Promontoria Investments I B.V.および当会社間の合意に従って変更された条件に基づく。）貸付債権元本、ならびにPromontoria Investments I B.V.がPromontoria Investments II B.V.およびPromontoria Investments III B.V.に対して譲渡した当該貸付債権元本の一部（債権元本の金額が13,600,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

6. 申込期日

2009年6月（予定）

7. 出資の目的とする財産の給付期日

2009年6月（予定）

8. 増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金の額 1株につき50,000,000円（総額6,800,000,000円）

増加する資本準備金の額 1株につき50,000,000円（総額6,800,000,000円）

9. 募集方法

第三者割当ての方法により、Promontoria Investments I B.V.に46株、Promontoria Investments II B.V.に45株、およびPromontoria Investments III B.V.に45株を割り当てる。

10. 優先配当金

(1) 当社は、2010年1月1日以降、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1事業年度につきB種優先株式1株当たり、B種優先株式1株当たりの払込金額（100,000,000円）に、年率4.0%を乗じて算出した額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において、下記第11項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とし、これに優先して支払われる累積未払配当金（以下に定義する。）は控除しないものとする。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が、B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、翌事業年度以降、B種優先配当金および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これをB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に支払う。

(3) 非参加条項

当社は、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金（下記第11項に定めるB種優先中間配当金を含む。）を超えて配当しない。

11. 優先中間配当金

当社は、2010年1月1日以降、定款第39条に定める中間配当を行うときは、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払う。

12. 残余財産分配

当社は、残余財産の分配をするときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき100,000,000円に、累積未払配当金相当額およびB種優先株式1株につき残余財産の分配日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日までの日数（初日および分配日を含む。）で日割計算した額を加えた金額（ただし、前項に定めるB種優先中間配当

金を支払ったときは、その額を控除した額とする。以下「B種優先残余財産分配金」という。)を分配する。当社は、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先残余財産分配金のほか、残余財産の分配を行わない。

13. 株主総会における議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

14. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、以下に定める取得請求期間中、以下に定める取得の条件で、その有するB種優先株式の全部または一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

(1) 取得請求期間

出資の目的とする財産の給付期日の翌日から2018年3月31日までとする。

(2) 取得の条件

当社は、B種優先株主からの請求に係るB種優先株式を取得したときは、B種優先株式1株につき下記(イ)ないし(ハ)に定める取得価額および算式に基づいて算定される数の当社の普通株式を交付する。

(イ) 当初取得価額

740円

(ロ) 取得価額の調整

(a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する当社の普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する当社の普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。

(ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(iii) 本(ロ)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する当社の普通株式を処分する場合(無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取

得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(iii)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。）次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する当社の普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する当社の普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する当社の普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本(iii)による取得価額の調整は、B種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するB種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

(iv) (x)本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式もしくは本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくはその他の証券もしくは権利を発行、付与もしくは処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）(y)取得と引換えに本(口)(d)に定める時価を下回る価額で普通株式を交付する定めのある取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権を発行する場合、または(z)本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式もしくは本(口)(d)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくはその他の証券もしくは権利、もしくは取得と引換えに本(口)(d)に定める時価を下回る価額で普通株式を交付する定めのある取得条項付株式または取得条項付新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券もしくは権利もしくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券もしくは権利を発行、付与もしくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）かかる株式、新株予約権またはその他の証券または権利の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(a)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行、付与または処分される株式、新株予約権またはその他の証券または権利の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、上記(x)、(y)または(z)において普通株式を交付する際の普通株式1株当たりの払込金額または価額を「1株当たり払込金額」として使用して算定される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本(iv)による取得価額の調整は、B種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するB種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われぬ。

(v) 上記(i)ないし(iv)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降

の株主総会、取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)ないし(iv)にかかわらず、調整後の取得価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までにB種優先株式の取得請求をしたB種優先株主に対しては、次の算出方法により算出される数の普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前取得価額} - \text{調整後取得価額}) \times \text{調整前取得価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後取得価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(v)のいずれかに該当する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継、新設分割、資本金もしくは準備金の額の減少に際して行う剰余金の配当のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 上記(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得または行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式が交付された場合を除く。

(iv) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の発行条件に従い、当社の普通株式1株当たりの対価(新株予約権の場合は行使価額、取得条項付株式または取得請求権付株式の場合は取得価額を指す。以下、本(iv)において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本(口)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本(口)(d)に定める1株当たり時価を下回る価額になる場合

(v) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき1株当たりの時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、特段の定めがない限り、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(e) 取得価額調整式で使用する発行済普通株式の数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の取得価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数とする。また、本(口)(a)(i)の場合には、取得価額調整式で使用する新たに発行する普通株式数は、基準日において当社が保有する当

会社の普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(f) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

(g) 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整前および調整後の取得価額、適用日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(ハ) 取得により交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金総額} + \text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式に係る累積未払配当金} + \text{経過配当金相当額}}{\text{取得価額}}$$

なお、「経過配当金相当額」とは、当会社がB種優先株式を取得する日（以下「取得日」という。）の属する事業年度の初日から取得日までの実経過日数（初日および取得日を含む。）の配当金の額を日割計算した額（ただし、上記第11項に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。）をいう。

ただし、B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額は、B種優先株式につき、株式分割、株式併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。取得により交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

(二) 取得請求受付場所

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部

(ホ) 取得の効力発生

取得の効力は、取得請求書が上記(二)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

15. 現金を対価とする取得請求権

B種優先株主は、出資の目的とする財産の給付期日の翌日以降いつでも、10日以上前の事前通知を行うことにより、当該取得請求がなされる日の属する事業年度の当会社の分配可能額に0.7を乗じた額を限度として、その保有するB種優先株式の全部または一部について、当会社に対して、現金を対価とする取得を請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき100,000,000円に、1株当たりの累積未払配当金および経過配当金相当額を加えた額の金銭を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

16. 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、上記第14項の取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の

翌日（以下本項において「一斉取得日」という。）をもって取得するものとし、当会社はかかる B 種優先株式を取得するのと引換えにかかる B 種優先株式の払込金額相当額の総額、累積配当未払金および経過配当金相当額を、一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に 0.9 を乗じた額で除して得られる数の普通株式を B 種優先株主に対して交付するものとする。かかる普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に定める方法により取扱う。

17. 現金を対価とする取得条項

- (1) 当会社は、2013 年 4 月 1 日以降いつでも、B 種優先株主に対して 60 日以上前の事前の通知を行うことにより、B 種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当会社はかかる B 種優先株式を取得するのと引換えに、本項第 2 号に定める額の金銭を交付するものとする。かかる取得は分配可能額を限度とする。
- (2) 前号に基づく B 種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を、取得日における上記第 14 項に定める取得価額で除した数に 100,000,000 を乗じた額または 100,000,000 円、の高い方に 1.1 を乗じた額に、1 株当たりの累積未払配当金および経過配当金相当額を加えた額とする。

18. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、B 種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。
- (2) 当会社は、B 種優先株主には、募集株式、募集新株予約権または募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

19. 本要項は、各種の法令に基づく必要手続の効力発生を条件とする。

以上